

愛知県立新城有教館高等学校いじめ防止基本方針（概要）

I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。

また、いじめは誰でも被害者にも加害者にもなりうる。教職員は、日頃から生徒との信頼関係を結び、いじめの兆候あるいはその訴えに早く気づけるようにする。そして、実際にいじめの兆候や事実を把握した際は、学校全体で組織的に指導にあたる。

さらに、互いが人間としての尊厳を認め合い尊重し合える学校づくりに取り組み、生徒が将来に渡って社会的に円満で協働的な人間関係を築くことができるように指導・支援する。

II いじめ防止対策組織について

組織として対応するために、「特別支援教育委員会」を設置する。

(1) 「特別支援教育委員会」について

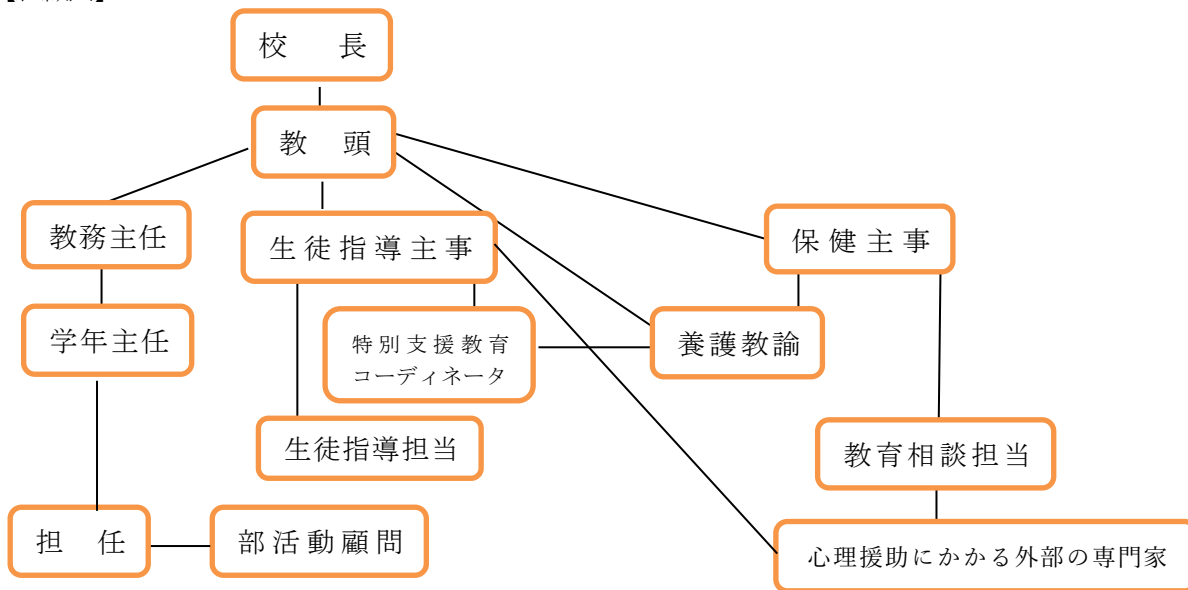
ア 委員会のメンバー

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、保健主事、保健厚生部教育相談係、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭 該当部顧問
(必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。)

イ 指導・支援チーム

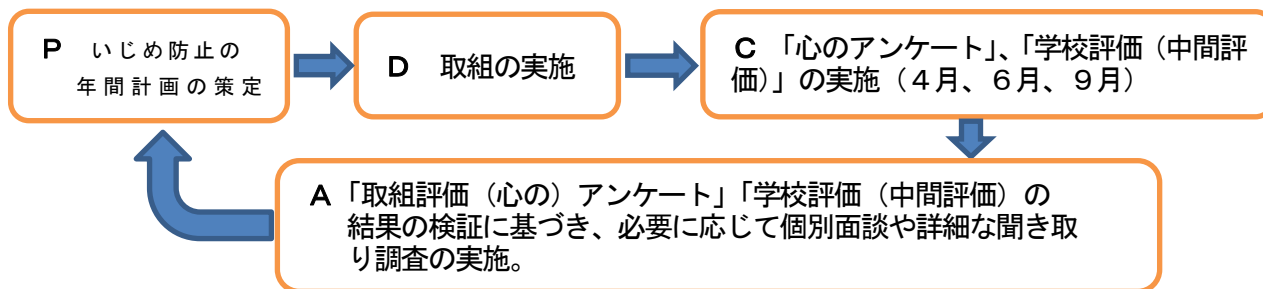
委員会が事案に応じて、早期に適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。事後には、事案の対応について委員会で検証し、今後のチームの在り方に生かせるようにする。

【組織図】



(2) 「特別支援教育委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（PDCAサイクル）



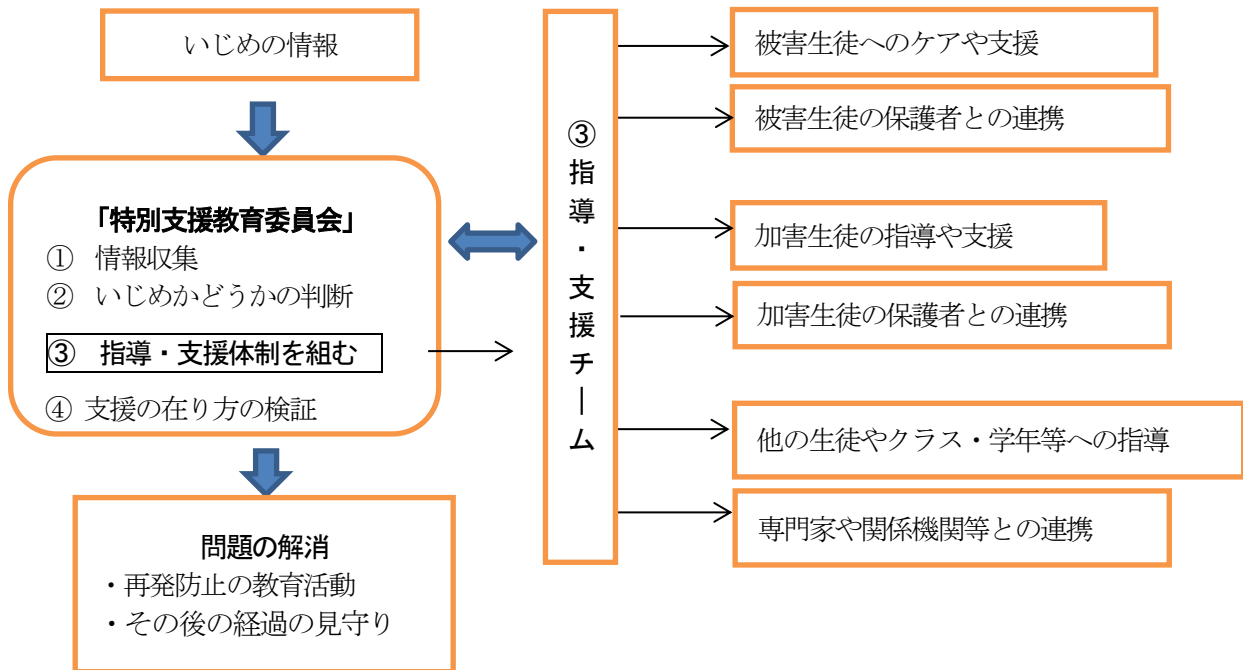
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「特別支援教育委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「特別支援教育委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

ア 現職研修の充実 ・教職員のいじめに対する共通理解と適切に対応できる力の向上を図る。

イ 道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進をする。

ウ 公開授業等を通じた授業改善 ・分かりやすい授業づくりをすすめる。

エ 教職員の不適切な言動がいじめを助長することのないような指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見の取組

ア いじめの積極的認知 ・生徒のささいな兆候を見逃さない。

イ 組織的な対応 ・「特別支援教育委員会」で対応する。

ウ 定期的な「心のアンケート調査」（年3回）の実施、教育相談の充実を図る。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「特別支援教育委員会」で組織的に対応する。

イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を実施する。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等との連携を図る。

オ いじめを見逃ごさない、生み出さない集団づくりをすすめる。

カ ネット上のいじめへの対応（必要に応じて警察署や法務局等とも連携）及び日頃からの情報モラル教育の充実を図る。